

地域生活支援拠点等整備事業



別府市

別府市の概要

人口 117,698人 (H30.3.31現在)

世帯数 61,777世帯 (H30.3.31現在)

障害者手帳所持者数の推移及び全国との比較 (平成28年度末)

	区分	人口	障害者手帳所持者数				人口比
			身体	療育	精神	計	
H28	全国	126,760,784人	5,148,082人	1,044,573人	921,022人	7,113,677人	5.61%
	大分県	1,152,383人	62,720人	9,937人	8,153人	8,153人	7.01%
	別府市	118,761人	6,727人	975人	1,102人	8,804人	7.41%
H18	別府市	122,218人	7,017人	752人	487人	8,256人	6.76%

別府市の障がい福祉の歩み

大正14年	亀川海軍病院創設（現 別府医療センター）
昭和27年	国立別府保養所創設（現 別府重度障害者センター）
昭和32年	別府整肢園創設（現 別府発達医療センター）
昭和40年	社会福祉法人太陽の家創設
昭和48年	別府リハビリテーションセンター創設
昭和48年～50年	別府市が「身体障害者福祉モデル都市」の指定を受ける
平成4年～6年	別府市が「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受ける
平成26年4月	「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」施行

地域生活支援拠点整備の振り返りと今後の課題

(社福)農協共済別府リハビリテーションセンター
障害者生活支援センター
基幹相談支援センター
相談支援専門員 青山 昌憲

地域生活支援拠点整備プロセス

～平成27年度

【H26.4】
別府市「ともに生きる条例」制定

【H26.6】
条例第23条に基づき、「親なき後等の問題解決策検討委員会発足

【H27.12】
地域生活支援拠点整備に関する協議の場設置に関して別府市障害者自立支援協議会全体会より承認をいただいた。

【H28.3】
別府市障害者自立支援協議会全体会に経過報告をおこなった。地域生活支援拠点協議に関する部会設置をほのめかす？？

平成28年度

【H28.5】
地域生活支援部会準備会設置
1回/月の頻度で準備会開催

【H28.6～8】
地域生活支援部会設置に関する説明(各部会・連絡会対象)
別府市障害者自立支援協議会全体会にて地域生活支援部会設置の報告をおこなった。

【H28.9】
地域生活支援部会第1回会議
1回/月の頻度で会議実施

目的
地域生活支援拠点整備及び親なき後等の問題の解決策について調査及び検討

【H28.10～H29.2】
KJ法()を用いて、主な機能(1)～(5)の協議すべき事項の洗い出し・精査

【H29.3】
大分県相談支援従事者コース別研修を活用し、又村あおい氏を講師に招き、地域生活支援拠点整備の協議状況中間報告を実施 **進展を実感**

平成29年度

【H29.5】
別府市障害者自立支援協議会全体会にて『別府市における地域生活支援拠点整備 相談体制 に向けた相談支援機能の充実』の報告書を提出し、基幹相談支援センター整備の承認をいただいた。

【H29.11～】
基幹相談支援センター等運営部会準備会を設置し、基幹相談支援センターの業務に関するすり合わせをおこなった。

主な業務

- (1)総合相談
- (2)地域課題抽出会議
- (3)指定特定相談支援事業所のSV
- (4)緊急時初動対応(コーディネート)

その他業務

- (1)障害者虐待防止・権利擁護
- (2)地域移行・地域定着の推進
- (3)訪問ワークショップ事業
- (4)自立支援協議会の運営

平成30年度

【H30.4】
基幹相談支援センター事業開始(各基幹相談支援センターにコーディネーター事業開始)

地域生活支援拠点整備(1)相談 基幹相談支援センター事業開始(5)地域づくり コーディネート事業開始により、整備済とした。

【H30.7】
親なき後等の問題解決策検討委員会(元委員)との意見交換会 地域生活支援部会にて実施

KJ法とは、複数の多様な情報・意見を類似性や共通性のあるものにグループ化し、情報を集約する手法。

別府市の整備手法について

○面的整備手法にて行う。

(市内にある社会資源の実効性のあるつながりを構築する。)

○全ての社会資源の利用を前提とする。

(フォーマル・インフォーマル全てのサービス洗出し・分類・区分け)
(各施設の特性及び特色をいかに発揮してもらい、当事者への希望に寄添えるものにする。)

○持続可能なサービスの提供を考慮する。

(人口減少による労働力不足等の諸問題も視野に入れる。)



地域生活支援拠点 相談体制 (別府市版) イメージ



・地域課題抽出、協議
・社会資源開発、改善

・地域づくり
・緊急時初動対応
・インテーク

連携・協働

コーディネーター

民生委員
自治委員
児童委員
地域活動

基幹相談支援センター
(現委託相談支援事業所4ヶ所を想定)

別府市障害者自立支援協議会

別府市役所

連携・協働

課題確認・精査

日常生活相談センター
あんしんサポート
子育て支援センター
地域包括支援センター等
指定特定相談支援事業所

当事者
医師
医療機関
障害者就業・生活支援センター
ハローワーク
障害者職業センター
地域包括支援センター
特別支援学校
民生委員
自治委員 等

別府市ともに生きる条例(共生社会形成プラン)
障害福祉計画
障害者計画
地域福祉計画 等

地域生活支援拠点【概要】

主な機能	現状
(1) 相談	基幹相談支援センター(4ヶ所)整備した。(総合相談・緊急時初動対応については、地区割をおこなっている。)
(2) 体験の機会・場 1人暮らし、グループホーム	<p>宿泊体験について</p> <p>地域生活支援部会では、宿泊体験の目的として、一人暮らし(自宅)を想定する場合と一人暮らし(グループホーム等)を想定する場合が考えられると判断した。既存のモノを活用するという意味では、民間株式会社が保有する居室、自立生活体験ルーム、生活困窮者の一時的な住まいを想定した場所等を利用することを検討したが、体験場所で障害福祉サービス等(居宅介護等訪問型サービス)を利用することができるかが不透明であるため、今後も継続していく中で具体化していきたい。</p> <p>別の見方として、同居している家族から独立して一人暮らしをおこなっていくという考え方については、現在居住している空間に障害福祉サービス等を導入していくことを検討したが、同居している家族の同意や評価(検査)をどのように実施するかを具体化していく必要があるため、今後も継続していく中で具体化していきたい。参考までに、評価者をグループホーム世話人と想定し、お米を炊く行為の評価表を作成してみたので、別掲しておく。</p> <p>最後に体験スペースを別府市で確保するという点については、利用目的、利用頻度等具体化した内容を提案していく必要があるため、今後必要に応じて議論を過熱化させていきたい。</p> <p>就労を含めた日中活動について</p> <p>就労を含めた日中活動の体験については、各事業所で工夫をされている状況にある。別府市内の事業所に確認をおこない、一覧表の作成を検討したが、作成意図、工夫されている点の公開等一定の理解が得られないまま進めてしまえば良くないと判断し、作成を中断した。ただ、多くの事業所において利用体験を通じて本格的な利用を調整している状況は確認することができた。事業者目線ではなく利用者目線で考えた時に必要な情報を可視化していく取り組みをおこなってきたい。</p> <p>移動及び日常生活の様々な体験について</p> <p>地域生活支援部会では、移動及び日常生活の様々な体験について議論を実施した。しかしながら、検討するテーマが大きすぎ、具体的な検討まで至っていないのが現状となる。また、個々人の想いが強く反映されてしまいやすいテーマであることも議論をしていく足かせとなってしまった。別府市地域生活支援事業の移動支援の利用解釈の拡大、金銭管理等今後も継続して議論を進めていきたい。</p>

地域生活支援拠点【概要】

主な機能	現状
(3) 緊急時の受け入れ・対応 ショートステイの利便性・対応力向上等	地域生活支援部会では、「緊急」の概念、種別をどのようにしていくか？ 事業所の職員の専門性をどこまで担保するか？ 本人及び家族の選択肢をどのように担保するか？という点について検討をしてきた。緊急の概念については、整理表の作成を検討している。議論を継続し、検討を進めていきたい。事業所職員の専門性については、(4) 専門性と重なる部分があるが、地域生活支援部会が研修企画・立案をおこなえるような体制を整備していきたいと考えている。
(4) 専門性 人材の確保・養成、連携等	地域生活支援部会では、専門性について積極的な議論はできていない。課題を意識しながら、継続して議論を進めていく取り組みが求められる。また、(3)の論点整理で少し触れたが、今後は事業所職員の専門性を担保する取り組みとして、地域生活支援部会にて研修企画・立案をおこなっていただける体制を整備していきたい。
(5) 地域の体制づくり サービス拠点、コーディネーターの配置	基幹相談支援センターがコーディネーター事業を受託した。



基幹相談支援センター(別府市版) 【平成30年4月より実施】

ライフステージで生じる課題に対して**寄り添い型**の相談支援体制の整備

子育て

就労

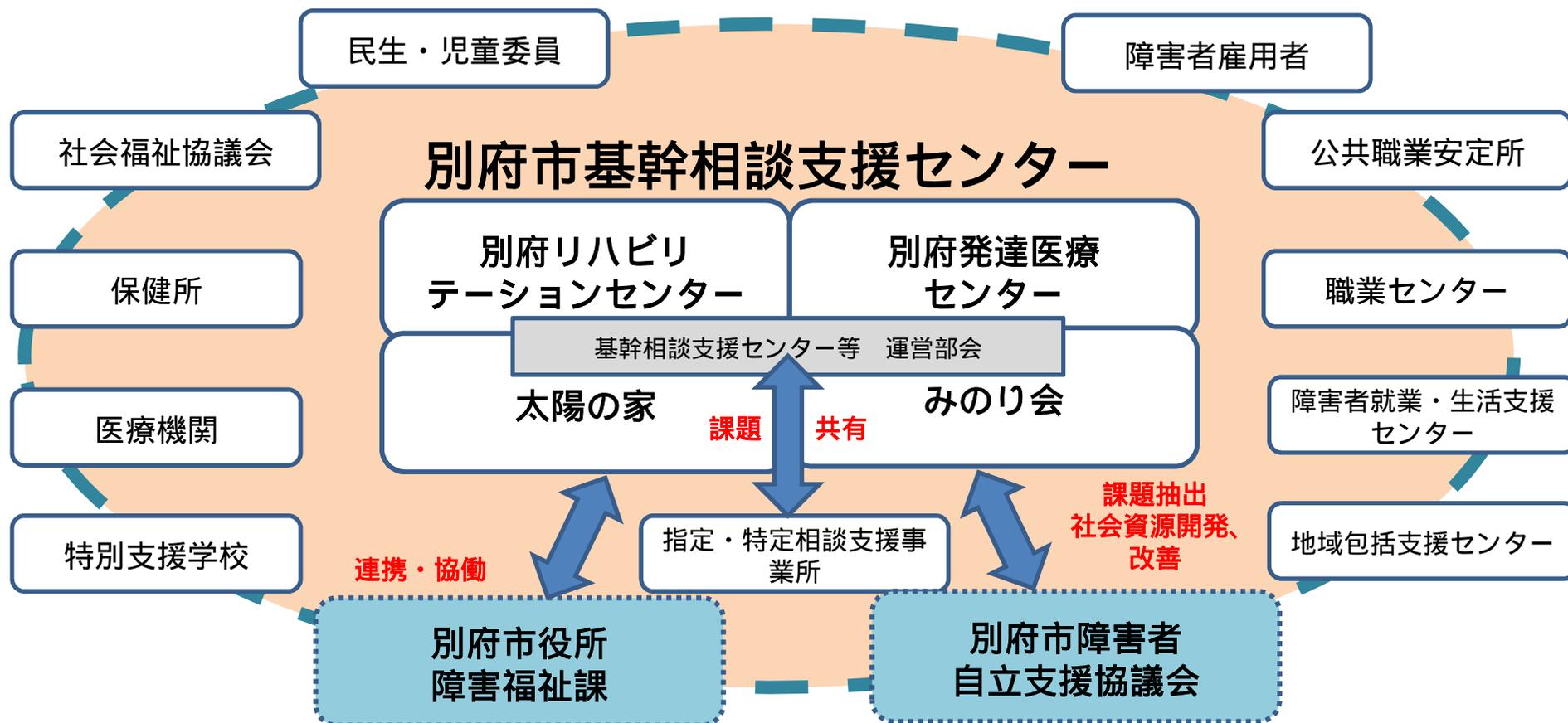
住まい

社会保障

権利擁護

生活支援

介護



基幹相談支援センターの業務

- (1) 総合相談
- (2) 地域課題抽出会議
- (3) 指定特定相談支援事業所のスーパービジョン
- (4) 緊急時初動対応(コーディネート)
- (5) 権利擁護・虐待防止
- (6) 地域移行・地域定着の促進
- (7) 別府市障害者自立支援協議会の運営
- (8) 障がいに関する企業等の啓発活動【訪問ワークショップ等】事業

地域生活支援拠点の具体例 【別府市】

1. 相談

H30.4より基幹相談支援センターが整備されている。
(4ヶ所)相談支援専門員が延べ10名配置されている。
(計画、障害児、一般相談すべてに対応)サービス利用に繋がりにくい事案に対し、アウトリーチをおこない、総合相談に対応している。

4ヶ所の基幹相談支援センター業務にバラつきが生じないよう、『基幹相談支援センター等運営部会』を設置し、業務内容に関して均質化を保つようにしている。

地域生活支援拠点の具体例

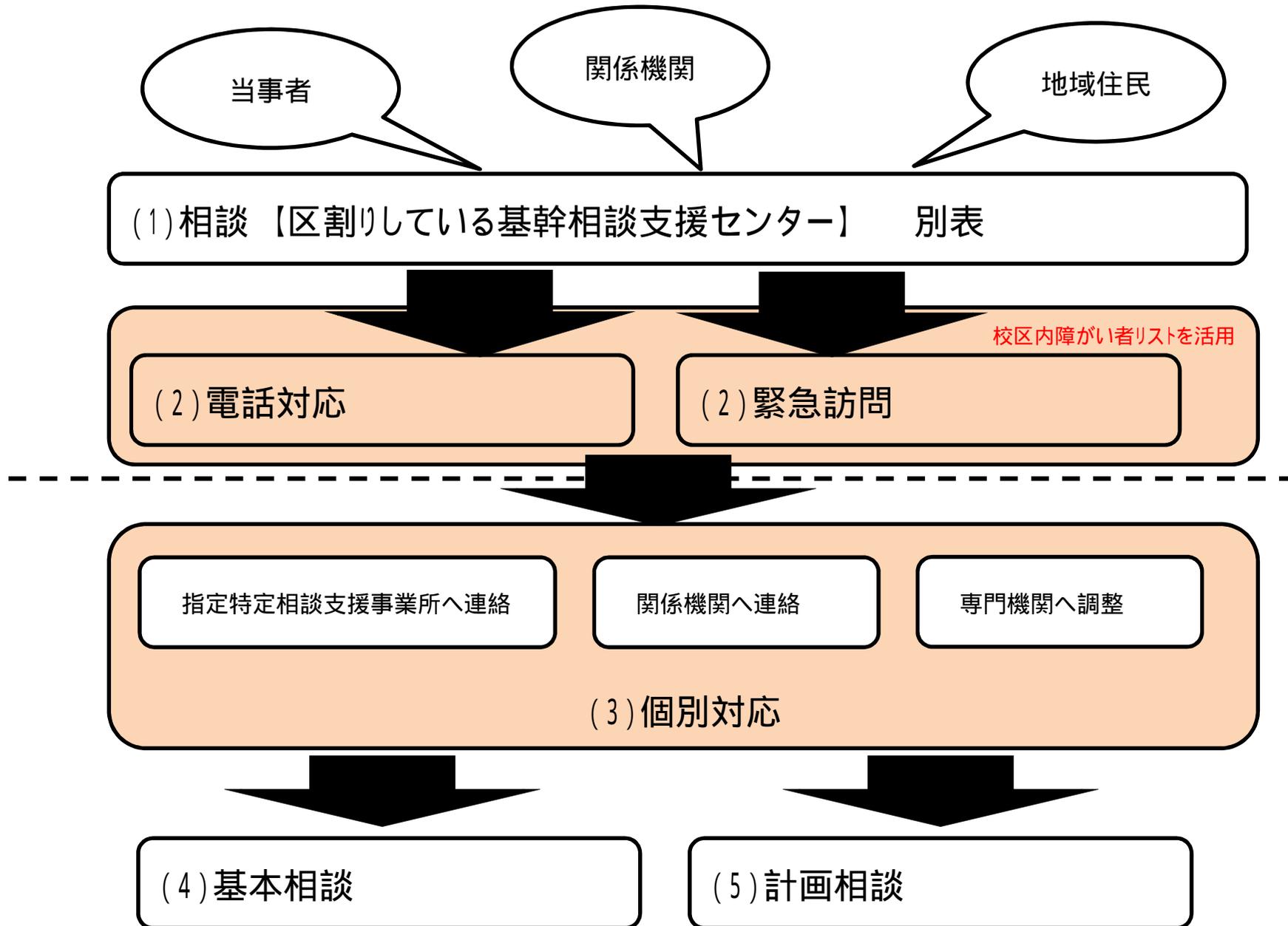
【別府市】

2. 緊急時の受け入れ・対応

別府市はショートステイ事業所が多くないため、今後、社会福祉法改正における地域貢献事業共生型サービスの推進 平成30年度から実施される報酬改定の緊急時短期入所加算の啓発等を事業所にしていきながら整備を推進していきたい。同時に短期入所に携わる職員の専門性、障害特性の理解、配慮等も検討しながら、継続した議論を実施していきたい。

夜間・緊急時の相談は基幹相談支援センターがおこなう。（基幹相談支援センター業務の緊急時初動対応）

緊急時初動対応のイメージ



基幹相談支援センター総合相談区割

名称	住所・電話番号	担当地区
別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	〒874-8611 別府市鶴見1026-1 電話番号 00977-67-1897	朝日小校区 （明誓・新別府・馬場・火売・北中・御幸・風呂本・井田・鉄輪上・北鉄輪・鉄輪東・湯山・天間） 大平山小校区 （竹之内・大畑・小倉・朝日ヶ丘町） 南立石小校区の一部 （南立石1区、2区・南立石生目町・南立石板地町・南立石本町・南立石八幡町・堀田・観海寺） 緑丘小校区 （荘園北町・実相寺・緑丘町・東荘園4丁目～9丁目・鶴見7組、9組・ルミエールの丘・荘園（白菊寮のみ）
相談支援事業所ぱれっと	〒874-0838 別府市大字鶴見4075番地1 電話番号 0977-25-9758	鶴見小校区 （扇山・荘園（白菊寮を除く）鶴見（7組・9組・ルミエールの丘を除く）） 山の手小校区 （中央町・田の湯町・上田の湯町・青山町・上原町・山の手町・西野口町・光町・中島町・原町・朝見1丁目1区1～2番、13番～17番、21番～23番・朝見2丁目3丁目・乙原） 南立石小校区の一部 （南荘園町・鶴見園町） 東山小校区 （東山1区・東山2区・城島）
障害者相談支援センターたいよう	〒874-0011 別府市大字内竈1393番地2 電話番号 0977-66-1674	亀川小校区 （亀川四の湯町1区・亀川中央町・亀川東町5番～28番・亀川浜田町・古市町・関の江新町・野田・内竈・国立第1・国立第2・大所・小阪・スバランド豊海・「住居表示が実施されていない旧亀川上・亀川中・浜田・古市の地域」） 上人小校区 （亀川四の湯町2区・平田町・照波園町・亀川東町1～4番・上平田・大観山町・上人ヶ浜町・上人本町・上人仲町・上人西・住居表示が実施されていない旧四の湯） 春木川小校区 （春木・上人南・桜ヶ丘・中須賀元町・中須賀本町・中須賀東町・石垣東10丁目2～5丁目のうち春木のみ・石垣東10丁目6番～8番・石垣西10丁目1～4丁目のうち春木のみ・石垣西10丁目5～10番） 石垣小校区一部 （船小路町・汐見町・南須賀・石垣東7～9丁目・石垣東10丁目1番・石垣東10丁目2～5番のうち春木を除く・石垣西7～9丁目・石垣西10丁目1～4番のうち春木を除く）
障害者地域生活支援センター泉	〒874-0921 別府市幸町1-21 電話番号 0977-25-3443	中央小校区 （元町・北浜1～3丁目・南的ヶ浜町・北的が浜町・弓ヶ浜町・京町・若草町・餅ヶ浜町・新港町・駅前町・駅前本町・野口元町・野口中町・幸町・富士見町） 南小校区 （楠町・立田町・南町・松原町・浜町・千代町・未広町・秋葉町・浜脇1～3丁目・朝見1丁目2区（3～12番、18～20番）・蒲田・田の口・河内・山家・両郡橋・赤松・柳・鳥越・古賀原・内成） 境川小校区 （上野口町・天満町・東荘園1～3丁目・石垣東1丁目～3丁目・石垣西1丁目～3丁目・） 石垣小校区一部 （石垣東4～6丁目・石垣西4～6丁目）

地域生活支援拠点の具体例 【別府市】

3. 体験の機会・場

議論を継続する中で、体験の機会・場においては、体験できる場所を提供することではなく、目的がとても重要となると感じている。そのような中で、**意思決定支援 ライフステージごとの体験の機会**をどのように考えるかも今後の課題となっていく。

地域生活支援拠点の具体例 【別府市】

4. 専門性

地域生活支援部会では、専門性について積極的な議論はできていない。課題を意識しながら、継続して議論を進めていく取り組みが求められる。また、(3)の論点整理で少し触れたが、今後は事業所職員の専門性を担保する取り組みとして、地域生活支援部会にて研修企画・立案をおこなっていける体制を整備していきたい。

地域生活支援拠点整備について

平成30年度地域生活支援部会の重点目標として、地域生活支援拠点の主な機能のうち「専門性」を強化することとした。

専門性を担保するシステムとして、別府市で障害福祉に従事する方に理解してもらいたいこと（共通研修）、それぞれの分野で理解を深めてもらいたいこと（分野別研修）を企画・立案・開催をしていく。

専門性の担保については、いくつかの解釈が考えられる。今回提示するシステムは、研修会等のイメージであるが、そこに固執することなく柔軟な解釈で専門性を担保するシステムを構築していきたい。

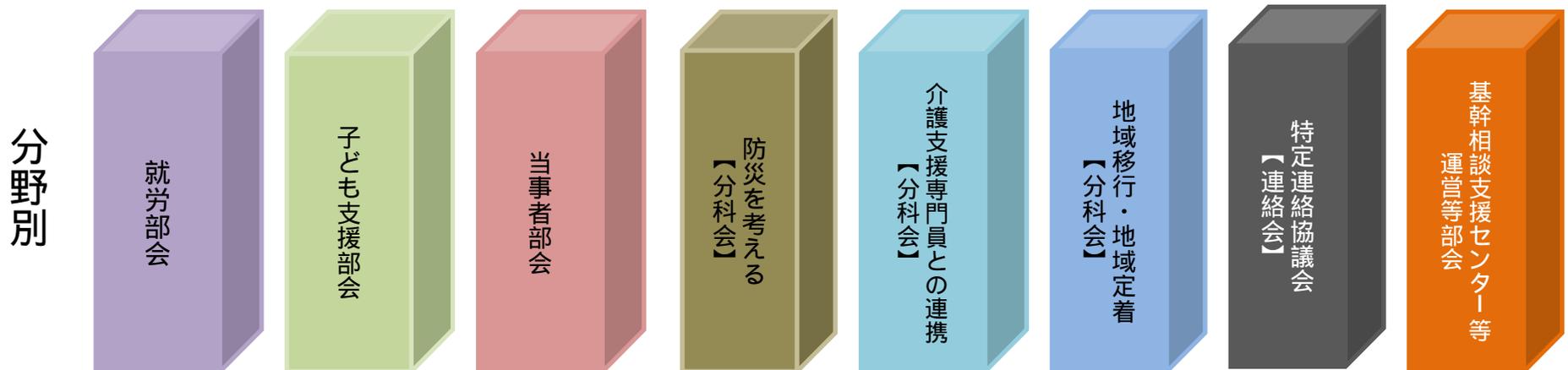
地域生活支援拠点【専門性】の 研修等取り組みイメージ

地域生活支援部会重点目標(平成30年度):主な機能(相談 体験の機会・場 緊急時の対応・ショートステイの利便性 専門性 地域づくり)のうち、**専門性**の取り組みを強化する。

平成30年度より「別府市で障害福祉に従事する職員」を対象とした**共通研修**:別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、障害者虐待防止法、障害者自立支援協議会をテーマにした研修会を実施し、共有を図る。

「別府市で障害福祉に従事する職員」を対象とした**分野別研修**:**各部会等で研修会・事例検討・実践報告等**をおこなうことにより、受講対象が必要な研修を実施していく。

随時開催



共通

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例
障害者虐待防止法
障害者自立支援協議会

3回/年開催

平成30年度は、1回/年

【共通研修】

平成30年度においては、1回/年の開催とし、平成31年度以降においては、3回/年の開催をおこない、なるべく多くの方に聴講いただく仕組みを設ける。

【企画・立案】別府市障害者自立支援協議会
地域生活支援部会

【分野別研修】

現在各部会等で取り組みをしているものを継続してもらうことを前提とし、新たに必要な研修等を部会等で協議をしていただき、必要に合わせて広報をおこなっていく。

【企画・立案】別府市障害者自立支援協議会
各部会等

地域生活支援拠点の具体例

【別府市】

5. 地域づくり

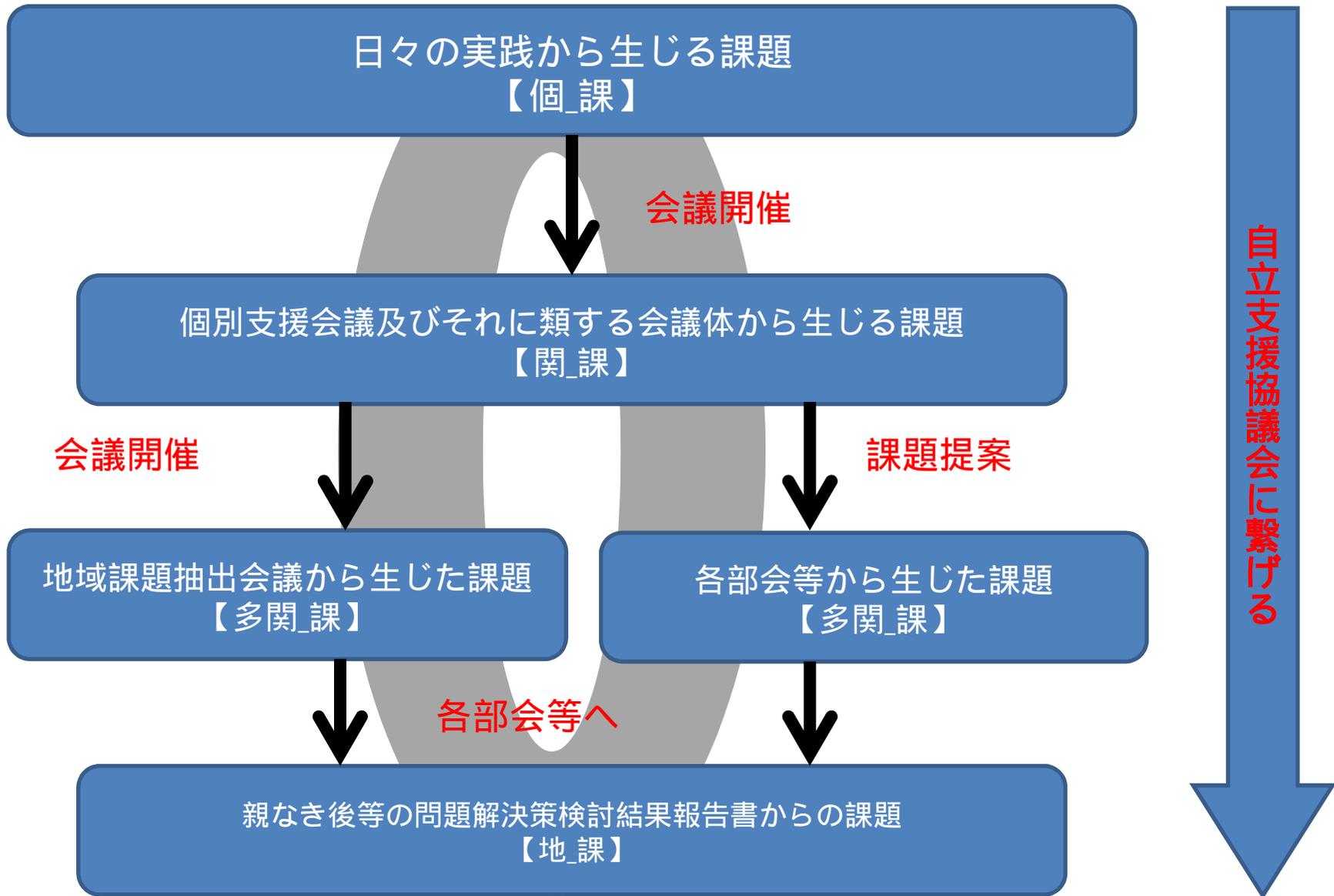
コーディネーターは基幹相談支援センターに配置されるが、コーディネーターを個人として特定するというイメージではなく基幹相談支援センターに従事する職員すべてがその役割、機能について理解しておくことが求められる。

また、基幹相談支援センターの機能・業務にバラつきが生じないように、『基幹相談支援センター運営等部会』を設置し、事業所の均質化に努めていく。この部会については、新たに設置をおこなうものではなく、既存の「別府市相談支援事業連絡協議会（通称、かんの会）」を活用し、実施していく。

課題と呼称されるもの

- (1) 親なき後等の問題解決策検討結果報告書からの課題
- (2) 各部会等から生じる課題
- (3) 地域課題抽出会議から生じた課題
- (4) 日々の実践から生じる課題

課題の解決のプロセスとして



地域課題抽出会議（仮称）の展開イメージ

【会議時間】90分

(1)事例紹介/概要説明	10分
(2)アセスメント/本人像の具体化	40分
(3)課題確認・再検討	30分
(4)まとめ	10分

【頻度】

1回/2週間の頻度(2～3回/月)

【対象者】

基幹相談支援センター相談支援専門員(全員)+特定相談支援事業所相談支援専門員(会議報告者)

地域生活支援拠点【課題】

主な機能	課題
(1) 相談	<p>基幹相談支援センター（4ヶ所）の均質化と業務内容の周知 （平成30年度においては、地域包括支援センター及び民生委員に対し、基幹相談支援センターの周知をおこなっていく。）</p>
(2) 体験の機会・場 1人暮らし、グループホーム	<p>議論を継続する中で、体験の機会・場においては、体験できる場所を提供することではなく、目的がとても重要となることが分かった。そのような中で、意思決定支援 ライフステージごとの体験の機会をどのように考えるかも今後の課題となっていく。</p>
(3) 緊急時の受け入れ・対応 ショートステイの利便性・対応力向上等	<p>緊急時の受け入れについては、検討が具体化していないこともあり、多くの課題が残っている印象がある。地域生活支援拠点整備を実施している地域では、緊急時のショートステイ枠を確保している自治体が多い印象を受ける。別府市はショートステイ事業所が多くないため、今後、社会福祉法改正における地域貢献事業 共生型サービスの推進 平成30年度から実施される報酬改定の緊急時短期入所加算の啓発等を事業所にしていきながら整備を推進していきたい。同時に短期入所に携わる職員の専門性、障害特性の理解、配慮等も検討しながら、継続した議論を実施していきたい。</p>
(4) 専門性 人材の確保・養成、連携等	<p>地域生活支援部会では、専門性について積極的な議論はできていない。課題を意識しながら、継続して議論を進めていく取り組みが求められる。また、(3)の論点整理で少し触れたが、今後は事業所職員の専門性を担保する取り組みとして、地域生活支援部会にて研修企画・立案をおこなっていく体制を整備していきたい。</p>
(5) 地域の体制づくり サービス拠点、コーディネーターの配置	<p>コーディネーターは基幹相談支援センターに配置されるが、コーディネーターを個人として特定するというイメージではなく基幹相談支援センターに従事する職員すべてがその役割、機能について理解しておくことが求められる。 また、基幹相談支援センターは4つの事業所が受託することになるが、基幹相談支援センターの機能や事業所による業務のバラつきが生じないよう、『基幹相談支援センター運営等部会』を設置し、事業所の均質化に努めていく。この部会については、新たに設置をおこなうものではなく、既存の「別府市相談支援事業連絡協議会（通称、かのにの会）」を活用し、実施していく。今後は、配置して終わりということではなく、地域の実情に合わせ、コーディネーターの増員を検討していければと考える。</p>

別府市の地域生活支援拠点の特徴

- 基幹相談支援センター整備、コーディネーター配置等ハード面の充実ではなく、ソフト面の充実からおこなっていること。
- 自立支援協議会の活用を図っていること。

まとめにかえて

別府市は、協議の中で『受け入れ先ができたとしてもそれをコーディネートできなければ意味がない。』との結論に至り、地域生活支援拠点の主な機能（１）～（５）のうち、（１）相談（５）地域づくりの整備を優先させた。今後、（２）体験の機会・場（３）緊急時の対応（４）専門性の機能については、引き続き協議 別府市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会を中心に をおこない、別府市の実態に合った地域生活支援拠点整備を進めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。